

校則について

1. 服装

////////

- (1) 本校が定める正装は以下の通りとする。
本校指定のブレザー、スラックスまたはスカート、角襟シャツ、ネクタイまたはリボンとする。
- (2) 夏季略装期間は、6月1日～9月30日を原則とするが、天候などの事情により期間を変更する場合がある。略装期間は正装の他に、以下の服装を認める。
本校指定のスラックスまたはスカート、角襟シャツまたはポロシャツ
工業系実習時：作業着下、ポロシャツ 又は 作業着、角襟シャツ、ネクタイまたはリボン

2. 頭髪・装飾品・化粧等

////////

- (1) 頭髪の加工（パーマ・エクステ・アイロンや整髪料による極端なもの）および染色・脱色については、改善する
- (2) 髪の毛の長さは、前髪は男女ともに目にかからない程度、男子の横髪は耳を覆わない程度、後ろは襟を超えない程度を基準にする。ツーブロックに関して、刈り上げる基準は眉高さ程度で後ろは刈り上げすぎず刈り上げた部分を目立たせない。短髪の場合は、刈り上げ部分と上部に段差をつけず、ならず。
- (3) 装飾品（ピアス・ネックレス・指輪など）の着用や化粧（色つきリップも含む）は禁止する。

3. スマートフォン等

////////

- (1) スマートフォン等は休み時間、教室のみでの使用を認める。始業のチャイムが鳴る前に鞆にしまう。
廊下での使用は禁止する。

4. アルバイト

////////

- (1) アルバイトは学校生活に支障をきたさないことを条件として許可する。許可に当たっては規程を守る。
 - ① 従事時間は21時までに帰宅できる時間であること。
 - ② 定期考査1週間前から最終日までアルバイトは禁止する。
 - ③ 風俗営業店、酒類を主に提供する飲食店でのアルバイトは禁止する。
（居酒屋、焼肉店、カラオケボックス・夜間を主として営業している飲食店など）
 - ④ 外交やセールス、その他危険な作業を伴う仕事や宿泊を伴うものは禁止する。
（トラック等の貨物車両に同乗し作業する仕事など）
 - ⑤ 成績不振生徒、特別指導中または特別指導後30日以内の生徒は許可しない。
- ※成績不振生徒（評価・評定で「1」が付いたもの。実施時数に対し、欠課時数が2割を超えたもの）は成績不振指導の日から解消されるまでアルバイトを禁止する。

5. 運転免許取得

////////

- (1) 自動車学校への通学は、11月以降、次の条件を満たす場合に許可する。
 - ① 進路が内定していること。
 - ② 学業成績、出席状況等で特に問題がないと認められること。
 - ③ 運転免許取得説明会に保護者が出席していること。
 - ④ 「運転免許取得許可願」を提出し、許可を受けていること。
- (2) 上記の条件①・②を満たしていない場合は家庭学習期間から許可する。
ただし、免許取得説明会には必ず保護者に参加してもらい、家庭学習期間であっても「運転免許取得許可願」は提出させる。